

神 教 組

事務職員部 ニュース

人事院 月例給・一時金引上げを勧告

人事院は8月8日、内閣と国会に対して、国家公務員の給与に関し、①民間給与との較差(0.17%)を埋めるため俸給表の水準を引上げ、②一時金を0.1月分引き上げ勤勉手当に配分、配偶者に係る扶養手当の見直しなどの勧告・報告を行いました。

公務員連絡会はこれを受けて、①引上げは賃上げによる経済の好循環をはかるという観点から当然の結果、②扶養手当制度の見直しは、子に対する手当額を大幅に引き上げる一方、配偶者に対する手当額を半減している、などを内容とする声明を発しました。

神教組は、今後、県人事委員会勧告、確定期闘争にむけ、賃金・労働条件の維持・改善をめざし、県労連に結集してとりくむことが重要です。人事院の報告・勧告の概要は次のとおりです。

==== 給与勧告の骨子 (人事院公表のものを一部抜粋・編集しています) ====

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引き上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方 (略)

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1. 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を实地調査 (完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17%

[行政職(一)…現行給与410,984円 平均年齢43.6歳] [俸給448円 はね返り分(注)54円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数4.20月)



2. 給与改定の内容と考え方



〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ（係長級4%→4.5%相当額、係員級2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

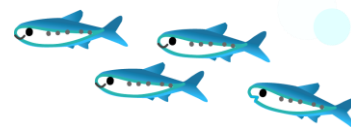
民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→**4.30月分**

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を**勤勉手当に配分**（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
2016年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月 （現行0.80月）
2016年度 以降 期末手当	1.225月	1.375月
勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期等]

- ・月例給：2016年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日



III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（2017年4月1日から段階実施）

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

3 その他

(1) 再任用職員の給与

再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い